水道法施行規則の一部を改正する省令

○環境省令第七号（令和八年三月二十七日）

水道法（昭和三十二年法律第百七十七号）第二十一条第一項の規定に基づき、水道法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

水道法施行規則の一部を改正する省令

水道法施行規則（昭和三十二年厚生省令第四十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍 線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

<table>
<tr><th>改　　正　　後</th><th>改　　正　　前</th></tr>
<tr><td>（健康診断）
第十六条　法第二十一条第一項の規定により行う定期の健康診断は、おおむね一年ごとに、病原体がし尿に排せつされる感染症の患者（病原体の保有者を含む。）の有無に関して、行うものとする。
２～４　（略）
（準用）
第五十二条　第三条、第四条、第八条の三（第一項第三号を除く。）から第十一条まで、第十五条（第一項第三号ニ及び第四号ロを除く。）から第十七条の三（第三項第一号ロを除く。）まで，第十七条の四及び第十七条の五（第五号を除く。）から第十七条の十二までの規定は、水道用水供給事業について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。
<table><tr><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td>第十五条第一項第二号</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td>第十五条第二項</td><td>第二十条第一項</td><td>第三十一条において準用する法第二十条第一項</td></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr></table></td><td>（健康診断）
第十六条　法第二十一条第一項の規定により行う定期の健康診断は、おおむね六箇月ごとに、病原体がし尿に排せつされる感染症の患者（病原体の保有者を含む。）の有無に関して，行うものとする。
２～４　（略）
（準用）
第五十二条　第三条、第四条、第八条の三（第一項第三号を除く。）から第十一条まで，第十五条（第一項第三号ニ及び第四号ロを除く。）から第十七条の三（第三項第一号ロを除く。）まで，第十七条の四及び第十七条の五（第五号を除く。）から第十七条の十二までの規定は、水道用水供給事業について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</td></tr>
</table>

附　則

この省令は、令和八年四月一日から施行する。ただし、第五十二条の改正規定は、公布の日から施行する。